

お元気ですか社協です

会員の皆さん
今年もよろしく
お願いいたします

社協では『誰もが安心して暮らせるまちづくり』の実現に向けて、福祉事業を推進しております。

その財源の一助として、皆さん方が社協の会員となつて、会費でご支援いただいているのが会員（会費）制度です。福祉活動の充実には、町民皆さんのご協力が必要です。この制度の趣旨をご理解いただき、今年も会員皆さんのご支援をよろしくお願いいたします。

24年度会員（会費）の内訳

区分	対象会員	会員数	会費総額
一般会費	各町内会（会員）単位	8町内会	331,000円
賛助会費	個人等で	22人	75,000円
団体会費	法人、団体、商店等	16団体	105,000円
計			511,000円

※区分別会費は、原則次のとおりです。（年額、一口当たり）

●一般会員 600円 ●賛助会員 1,000円 ●団体等会員 5,000円

社協会員への加入のご協力を

町民みなさんのご理解とご協力で社協会員として加入と支援をお願い申し上げます

奥尻町
社会福祉
協議会

相談窓口開設

社協では、「心配ごと」「困りごと」「苦情」などについて相談窓口を開設しています。各関係機関と連絡をとりながら適切な助言や紹介、情報の提供などを相談員が対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

とき 毎週水曜日 午後1時～4時
ところ 社会福祉協議会相談室

電話 2局3591
FAX 2局3927

宮川タツさん
満100歳

おめでとうございます

米岡地区の宮川タツさん（現在は青苗地区に居住）が今年度中に100歳を迎える（来年2月1日で満100歳となります）ことから、内閣総理大臣より、ご長寿のお祝いとして表彰状と記念品が授与されました。

お祝いの伝達には新村町長が赴き、ご家族や関係者のみなさんと一緒に喜びを分かち合いました。

これからもお体を大切に、いつまでもお元気で…。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

◆ 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ ◆

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付して下さい。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付のうえ申告して下さい。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせ下さい。

控除証明書専用ダイヤル（平成25年11月1日～平成26年3月14日）

☎0570-070-117（ナビダイヤル）